

答 申 第 7 3 号
平成21年7月9日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年8月25日付け諮問第61号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

重点助言団体の取組結果報告書及び秋期ヒアリング結果報告書

答 申

第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった「重点助言団体の取組結果報告書及び秋期ヒアリング結果報告書」の部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、別表に記載する部分については、これを公開すべきである。

実施機関のその余の判断は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第 1 記載の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、実施機関が平成 20 年 7 月 1 日付けで行った部分公開決定を取消し、全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 地方自治法の趣旨からすれば、本件公文書記載の情報は市町の自主性・自立性に配慮し、必要最小限度のもの（同法 245 条の 3 参照）であるはずであり、それが公開されても何ら問題はない。

仮に、地方自治法の趣旨を逸脱して情報収集や指導が行われていたとすれば、そのこと自体が問題であり、違法な情報収集や指導の実態が公開されないとすれば、情報公開制度の趣旨を没却するものと言わざるを得ない。

一方、適法な情報収集だとしても、各市町における労使の交渉や協議は、各市町がそれぞれの立場で行うもので、その結果は議会による条例で決定される場所である。そのため、勤務条件が市町ごとに異なり、交渉・協議のあり方やテーマも異なるのは当然であり、それに県が関与すべきものではない。

仮に文書が公開されることで、各市町における交渉や協議に支障が生じるおそれがあったとしても、不当な県の関与が明るみに出た結果だとすれば、甘受すべきものである。まして交渉・協議とは相互に予定どおりにならないのが通例であり、「予定どおりにならないかもしれない」では非公開理由にはならない。

(2) 「人事制度の円滑な運営に支障が生じるおそれ」（実施機関）というが、人事管理制度上の問題、例えば人事評価制度や勤務評定制度等については、情報を秘匿する必要があるものとはいえ、公開の上、その内容について交渉・協議を十分行うべきである。

また、これらの制度の運用については、市町長の裁量権にかかる事項であり、国・県が容喙すべきことではなく、支障を及ぼすことはあり得ない。

(3) 「本件公文書は助言に用いるとの理由で一般に公表されないことを前提として収集し、提供を受けた情報であり、市町に無断で一般に公表される場合、市町との間の信頼関係に問題が生じ、今後の情報の入手に支障をきたす可能性もある。」（実施機関）と主張している。

「非公開を前提」というのは単なる実施機関の思い込み・主観に過ぎず、「非公開を条件に」とは違い、市町としては、情報公開制度がある以上、公開される可能性は認識していたはずであり、信頼関係に問題が生じるとは考えられず、公開拒否理由にならない。

(4) 「特に、県を通じて情報が公表される可能性がある場合、今後の協議方針のような未成熟な情報が提供されなくなることが予想される。また、県民や組合にマイナスの印象を与える可能性のある情報について、正確な情報の提供や、適時の提供が拒まれるおそれもある。このように、組合との交渉方針や人事制度の運営の詳細について、正確な情報を適時に入手できなくなるならば、県が、市町に対する技術的助言等を適切に果たしていくことに重大な支障が生じることとなる。」（実施機関）としている。

前述のとおり主観・恣意を排除した適法な技術的助言等とそのための必要最小限度の情報収集ならば、「今後の協議方針のような未成熟な情報」や「県民や組合にマイナスの印象を与える可能性のある情報」、「組合との交渉方針や人事制度の運営の詳細」を逐一収集する必要があるとは考えられず、法の趣旨を逸脱した情報が収集しにくくなったとしても、それは公開拒否の正当な理由にはならない。

(5) 「本件公文書の記述は、県において整理したものであり、その詳細について市町に内容確認を行ったものではないため、当該情報が公開されることで、市町や組合を含む県民に誤解や混乱を生じさせるおそれもある。」（実施機関）としている。

これが公開拒否の正当な理由とすれば、全ての県が収集整理した情報が非公開となる。これらの情報は市町が提供したものであり、それを正確に整理したものであれば、「市町や組合を含む県民に誤解や混乱を生じさせる」ことは考えられず、自らの情報管理能力の欠如を理由に非公開とするのは、到底理解できないところである。むしろ公開することで不正確な情報が是正できるなら、不正確な情報の下で助言を行って、県民に誤解や混乱を生じさせることに比して、はるかに県民の利益にかなうことになる。

- (6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（実施機関）に該当すると主張している。

公文書の公開によって何らかの事務上の支障が生じることは当然想定される。しかし、それでもなお、公開を原則としていることは、県民の知る権利を、行政執行上の便宜や効率より優先させる趣旨である。従って、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、漠然と何らかの支障が生じるおそれがあるというだけではならず、具体的に、県民にとって取り返しがつかないような重大な支障が生じることが一見して明白に予測されるときと解するべきであり、「県当局が困ったことになる」という理由は正当な理由とは言えない。例えば、各地の「裏金問題」等で明らかなように公開によって、当局の事務に支障をきたすとしても、それは非公開理由にはならない。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

本件公文書は、県内各市町における職員の定員管理、勤務条件及び給与管理等に関する取組方針等並びに人事管理に関する情報を各市町の人事当局からのヒアリングを踏まえて、県（県民局）において整理したものである。

また、これらの情報は、県内各市町に対して、県が技術的助言等を適切に行っていく上で不可欠なものである。

2 異議申立てに係る公開しない部分とその理由

- (1) 本件公文書の部分公開決定において、非公開としたのは、「市町対応（H19.4.1）」及び「今後の助言方針」（篠山市及び丹波市を除いた市町）、

「勤務評定」及び「県民局の助言方針」（篠山市）並びに「休息时间」、「市の方針」及び「県民局の助言方針」（丹波市）を記載した部分（以下「本件非公開情報」という。）であり、その理由は次のとおりである。

- (2) 市町の人事当局で検討中の取組方針など未成熟な情報が含まれていることから、公開されると市町の人事制度の円滑な運営に支障が生じるおそれがある、

また、一般には公開しないことを前提として提供を受けた情報であるので、公開されると県と市町との信頼関係に問題が生じ、今後、正確かつ適時の情報提供について市町の協力を得にくくなり、結果として、県が市町に対して技術的助言等を適切に果たしていくことに重大な支障が生じるおそれがある等の理由から、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 6 条第 6 号に該当するとして非公開としていたものである。

- (3) しかし、別表に記載する部分については、公開することで市町の事務の遂行に支障が生じるおそれもないことから、公開することもやむを得ないものとする。

ただし、丹波市に係る「市の方針」及び「県民局の助言方針」の後段部分については、市町において対応が完了しているものの、公開した場合、住民の間に誤解を生じさせ、市町の事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれていることから、当初の非公開決定を維持するものである。

第 4 審査会の判断

- 1 実施機関は、本件公文書のうち、次の部分の情報が条例第 6 条第 6 号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

- (1) 篠山市及び丹波市を除いた市町に係る「市町対応(H19.4.1)」及び「今後の助言方針」
- (2) 篠山市に係る「勤務評定」及び「県民局の助言方針」
- (3) 丹波市に係る「休息时间」、「市の方針」及び「県民局の助言方針」

- 2 非公開部分は 1 のとおりであるが、そのうち別表に記載する部分については、市町において既に対応が完了し、公開することで市町の事務の遂行に支障が生じるおそれもないことから、実施機関は公開することもやむを得ないとの意見を陳述したものである。

情報公開審査会としても、既に市町の対応が終わっているもの、解決したものについては、当然未成熟な情報ではなく、基本的には特段の事情がない限り、県又は市町の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは解されないことから、条例第6条第6号に該当せず、公開すべきであるとする。

- 3 1の(1)のうち別表に記載のない部分については、市町の対応が完了しておらず、現在においても、県の助言を受け、見直しに向けた市町の検討作業が継続している。

既に、県は、「県民局指摘事項」を公開しており、さらに非公開部分である「市町対応(H19.4.1)」及び「今後の助言方針」を公開すると、現に当該部分について対応を決定しなければならない市町の判断に影響を及ぼすことが想定される。

加えて、市町がそれぞれの事項を決定するにあたっては、当該部分について利害関係を有する者との調整も含め対応を積み重ねていく必要があり、市町の対応が完了していない時点において、「市町対応(H19.4.1)」及び「今後の助言方針」の内容を公開すれば、今後の県の市町に対する助言の過程において支障を生じるおそれがあると判断される。

よって、1の(1)のうち別表に記載のない部分を公開することにより、市町の事務の適正な遂行及び県の機関の市町に対する助言に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると解されるので、条例第6条第6号に該当するものと考えられる。

- 4 1の(3)のうち「休息时间」及び「県民局の助言方針」の後段部分については、確かに市町の対応は完了しているが、県が市町に助言を行う場合は長期間にわたって継続的に行われ、その過程で、市町が抱えている問題点の改善に向け、綿密に検討する必要性から相当立ち入った事情聴取を行った結果、特殊な事情が記載されていることが認められる。

このような場合、市町の対応が完了した後においても、途中段階でのやり取りの内容が公開されると、今後、県が市町に対し継続的な助言を行う過程において、事情聴取に制約が生じるおそれが想定される。

よって、1の(3)のうち「休息时间」及び「県民局の助言方針」の後段部分を公開することにより、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると解されるので、条例第6条第6号に該当するものと考えられる。

- 5 なお、異議申立人は、市町に対する実施機関の関与が地方自治法の趣旨に抵触する旨を主張しているが、当審査会は、実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するか否かを判断することを職責とする機関であり、県の事務執行の適法性・妥当性について判断するものではない。
- 6 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

市町名	項目	公開すべき部分
伊丹市	給与水準（3段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
伊丹市	勤務条件（1,2,4段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
宝塚市	給与構造（2段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
宝塚市	勤務条件（1段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
宝塚市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三田市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三田市	諸手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三田市	勤務条件（1段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
尼崎市	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
尼崎市	休息时间	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
尼崎市	夏季休暇	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
尼崎市	給与条例主義	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
西宮市	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
西宮市	休息时间	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
芦屋市	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
芦屋市	労働安全衛生	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
芦屋市	休息时间	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
芦屋市	短期看護休暇	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
芦屋市	リフレッシュ・永年勤続休暇	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
明石市	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
明石市	勤務条件等（1段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加古川市	給与水準	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加古川市	勤務条件等	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加古川市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
高砂市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
高砂市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
高砂市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
高砂市	勤務条件等	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
稲美町	勤務条件等（1段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
播磨町	勤務条件等	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
西脇市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針

市町名	項目	公開すべき部分
西脇市	勤務条件（２段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
西脇市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三木市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三木市	勤務条件（１,3,4段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三木市	安全衛生管理体制	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
三木市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
小野市	勤務条件（２段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
小野市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加西市	給与	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加西市	勤務条件	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加西市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加東市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加東市	給与（１，３段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加東市	勤務条件（２段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加東市	安全衛生管理体制	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
加東市	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
多可町	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
多可町	給与（１段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
多可町	勤務条件（２段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
多可町	安全衛生管理体制	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
多可町	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
姫路市	給与水準（１段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
姫路市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
姫路市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
姫路市	勤務条件（１段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	給与水準	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	公表	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
神河町	勤務条件（１段目）	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針

市町名	項目	公開すべき部分
市川町	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
市川町	勤務条件(1段目)	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
福崎町	給与構造(1段目)	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
福崎町	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
福崎町	勤務条件(1段目)	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
相生市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
赤穂市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
宍粟市	枠外昇給制度	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
たつの市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
太子町	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
上郡町	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
佐用町	55歳昇級抑制	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
佐用町	定員適正化計画	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
豊岡市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
養父市	給与	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
養父市	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
香美町	給与	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
香美町	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
新温泉町	給与(2段目)	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
新温泉町	定員	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
洲本市	給与構造	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
洲本市	給与水準	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
洲本市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
洲本市	勤務評定	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
南あわじ市	給与水準	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
南あわじ市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
淡路市	地域手当	市町対応(H19.4.1)、今後の助言方針
篠山市	勤務評定	勤務評定、県民局の助言方針
丹波市	休憩時間について	市の方針、県民局の助言方針(前段部分のみ)

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
平成20年 8月25日	・ 諮問書の受領
平成20年 9月16日	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
平成20年10月 3日	・ 異議申立人の意見書及び口頭意見陳述申立書の受領
平成21年 3月25日 (第205回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
平成21年 4月20日 (第206回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
平成21年 5月18日 (第207回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
平成21年 6月22日 (第208回審査会)	・ 審議
平成21年 7月 9日	・ 答申